継続回覧

自治会脱会された方の権利について

令和４年10月22日
千福が丘区自治会

平素より自治会活動にご協力いただきありがとうございます。
会員各位におかれましては、自治会を脱会されますと以下の事が出来なくなる事をご理解いただけますようお願いいたします。
違反されている方がいた場合には可能であれば注意喚起いただき、できない場合には自治会役員等へご連絡をお願いいたします。

☆自治会を脱会されると次の内容が受けられなくなります。

・回覧及び配布物について
班長さんから各戸に配布・回覧物（班名簿から削除されます）

・自治会施設（自治会館・駐車場　他）の予約も不可。

・自治会が主催する行事の参加資格を失います。

・ゴミステーションの利用はできません。
ゴミステーションの設置と運用は各区で行っておりますので利用はできません。
シートや網等は自治会費から購入をしておりますので脱会すれば当然使用は出来ません。
分からないようにゴミを無記名で出されますと回収されませんし、不法投棄になり逮捕・罰金などの処罰対象になります。
例（自治会員以外の方が掃除等を行っているのでゴミステーションを使っているという場合は掃除の必要はありません。ゴミステーションは会員の方のみが利用できます。）
例（被災時や班単位の急を要する連絡等、班名簿に入っていないと対応が遅れる可能性があります。）

以上よろしくお願いいたします。